

4. ディスカッションポイント

(1) 判決の結論について

本判決の結論について、賛成ですか。反対ですか。その理由もお考え下さい。

(2) 音楽著作物の利用主体が誰かについて

i 本判決では、原告らの利用主体性を認めるにあたり、①個人教室の教師、②法人である音楽教室事業と雇用 or 準委任契約を締結している教師、③生徒について、共通の判断基準（ア. 利用される著作物の選定方法、イ. 著作物の利用方法・態様、ウ. 著作物の利用への関与の内容・程度、エ. 著作物の利用に必要な施設・設備の提供、オ. 著作物の利用による利益の帰属、等の諸要素を考慮し、当該演奏の実現にとって枢要な行為がその管理・支配下において行われているか否か）を用いて、「原告らの経営する音楽教室における音楽著作物の利用主体は原告らである」と判示しています。

上記の判示に賛成ですか。反対ですか。①～③ごとに、その理由もお考え下さい。

ii 本判決は、原告らの「直接利用行為を行っていない音楽教室事業者である原告らを行為の主体と評価するためには、直接行為者の行為が演奏権の侵害に当たることが前提」であるという主張（従属説）の主張を排斥して、「音楽教室における著作物の利用主体については、音楽教育事業の実態を踏まえ、その社会的、経済的側面も含めて総合的かつ規範的に検討した上で、音楽教室事業者が同著作物の利用主体であるかどうかを端的に判断すべきであり、それで足りる」と判示しています。

上記の判示に賛成ですか。反対ですか。その理由もお考え下さい。

(3) 原告らからみて、生徒が「公衆」に当たるか否かについて

本判決は、音楽教室事業者である原告らからみて、その生徒は「不特定」かつ「多数」の者であると判示して、「公衆」に該当すると判示しています。

原告が利用主体であるとした場合、音楽教室における生徒は、原告らにとって、「公衆」に該当するとした点は、妥当でしょうか。

原告らからみて、生徒は、「不特定」の者に該当するでしょうか。

原告らからみて、生徒は「多数」の者に該当するでしょうか。

それぞれ理由もお考え下さい。

(4) 音楽教室における演奏が「聞かせることを目的」とするものであるか否かについて

本判決は、「聞かせることを目的とする」かどうかは、「演奏が行われる外形的・客

観的な状況に照らし、音楽著作物の利用主体から見て、その相手である公衆に演奏を聞かせる目的意思があれば足りる」と判示し、①教師による演奏、②生徒による演奏のいずれも「聞かせることを目的」としている旨判示して、原告らの主張である「聞かせることを目的」とするとは、「聞き手に官能的な感動を与えることを目的とする演奏」すなわち「音楽の著作物としての価値を享受させることを目的とする演奏」をいうとの主張を排斥しています。

上記の判示に賛成ですか。反対ですか。その理由もお考え下さい。

(5) 演奏権の消尽の成否について

本判決は、「講師や生徒が楽譜及びマイナスイン音源を購入することにより、音楽教室における演奏に係る演奏権が消尽するということとはできない」と判示しています。

上記の判示に賛成ですか。反対ですか。その理由もお考え下さい。

(6) 権利濫用の成否について

本判決は、原告らの「被告が音楽教室のレッスンにおける演奏に対して使用料を課すことが権利の濫用である」又は「権利失効の原則に照らし許されない」との主張を排斥しています。

上記の判示に賛成ですか。反対ですか。その理由もお考え下さい。